

令 和 7 年 第 11 回

当別町教育委員会定例会議事録

当別町教育委員会

## 令和7年 第11回 当別町教育委員会定例会 議事録

日時 令和7年10月22日（水） 午後2時00分

場所 当別町役場3階中会議室

出席者 三澤教育長、武岡教育長職務代理者、小林委員、佐々木委員、大畠委員

出席職員 山田教育部長、高田学校教育課長、川田学校教育課参事、村上社会教育課長

傍聴者 なし

【開会宣言】 教育長	ただ今、委員全員出席しておりますので、これより令和7年第11回当別町教育委員会定例会を開催いたします。
【傍聴確認】 教育長	傍聴の方はいらっしゃいますか。 (「いません」の声) 傍聴がおりませんので、早速議事に入らせていただきます。
【議事日程】 教育長	日程につきましては、各委員に配付しております日程表に基づきまして議事に入ります。
【日程第1】 教育長	日程第1、報告第1号、臨時代理の報告について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	報告第1号、臨時代理の報告について、1頁から4頁になります。 令和7年10月1日付け教育委員会事務局職員の人事異動について、臨時代理したので、これを報告するものです。 詳細につきましては、2頁からになります。まずは、2頁をご覧ください。 職務替発令としまして、高田学校教育課長へ学校教育係長の事務取扱の発令、高橋教育企画係長へ学校教育係主査を兼ねる発令。3頁になります。学校教育係の今野主事に教育企画係を兼ねる発令。また、最後、4頁になります。井田学校教育係長には、当別町へ出向発令を行っております。 以上、報告第1号の説明といたします。
教育長	ただ今の報告につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。 (「ありません」の声) ないようでございますので、以上で本件を終了させていただきます。
【日程第2】 教育長	次に、日程第2、報告第2号、令和7年度全国学力・学習状況調査報告書の作成について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	報告第2号、令和7年度全国学力・学習状況調査報告書の作成について、5頁をご覧ください。 令和7年4月17日実施の令和7年度全国学力・学習状況調査について、当別町の調査分析結果を報告書にまとめたので、委員会へ報告するものでございます。 なお、詳細につきましては、学校教育課参事より説明いたします。

学校教育課参考	<p>それでは、別冊の1頁、令和7年度全国学力・学習状況調査報告書をご覧ください。</p> <p>用紙の右下の頁数が、別冊の通し番号になっておりますので、そちらの頁数に沿って、説明させていただきます。</p> <p>2頁目をご覧ください。目次を記載しております。今年度の全国学力・学習状況調査の結果を経年変化を見る目的で、例年と同じ形式でまとめさせていただいております。</p> <p>3頁目をご覧ください。本調査の目的、内容などを記載しております。例年どおり、授業改善に役立てることを目的として、学習指導要領で目指す知識・技能、思考力、判断力、表現力を問う問題で構成されております。</p> <p>なお、今年度行われました中学理科は、オンライン形式で行われたため、アクセスの集中を防ぐ目的から、個人によって、設問に違いがあります。そのため、IRTスコアという、正答した問題の難易度に応じて採点する方式がとられています。</p> <p>今後、その他の教科もオンライン形式に順次移行される予定であるため、こちらの形式による記載が増えてくると思われます。基準値を500に設定し、それより高いかどうかを数値で表すものとなっております。</p> <p>4頁目をご覧ください。学力調査の状況について、1の教科ごとの平均正答率・平均IRTスコア・平均正答数につきましては、8月27日に開催されました第9回定例教育委員会でも、報告させていただいておりますが、小学校国語・小学校理科では、全国平均を上回り、そのほかの教科は、全国平均を下回っております。特に、小学校算数では、全国平均を6ポイント、中学校数学では、全国平均を3.3ポイント下回っており、課題がみられます。</p> <p>改善策として、数学の学力を向上させるためには、前年度の学習内容の取りこぼしを解消する必要があるため、AIドリルを有効に活用するため、利用促進を各校に呼びかけます。</p> <p>その下の2の領域ごとの正答率と無回答率につきましては、小学校国語では、無解答率が6領域中5つと全国平均より多くなっております。小学校算数では、正答率が全ての領域で全国平均を下回っており、無解答率も5領域中で4つと全国平均より多くなっております。小学校理科では、正答率が全ての領域で全国平均を上回っていますが、無解答率が全ての領域で全国平均より多くなっております。中学校数学では、正答率が4領域中3領域で全国平均を下回っており、無解答率が4分の3領域で全国平均より多くなっております。</p> <p>5頁をご覧ください。3の正答率30%以下の児童生徒の割合・IRTバンドが1の児童生徒の割合です。石狩管内で注目している学力に課題のあるのびしろ層にあたる児童生徒の数になっております。小学校理科を除き、当別町は、全国平均より割合が高くなっています。</p> <p>改善策として、わかる楽しい授業の推進、授業の中で確実に児童生徒の力を伸ばす授業の推進に向け、学力に応じて児童生徒への適切な指導を行うため</p>
---------	---

授業改善を組織的、日常的に進めます。

先日行われた学校長との期首面談において、各校の授業改善の具体策が示されておりますので、紹介します。

とうべつ学園においては、自主公開研の開催など、学び続ける教師を目指し、学園イコール研修できる場という、小・中の教員がミックスされている強さ、義務教育学校の強さを生かしていくこと。

西当別小学校においては、校内研修での学びを授業に確実に生かすため、ICTを対話の充実のために活用したり、1時間の授業の課題を明確にする指導助言を管理職が中心となって進めること。

西当別中学校においては、更なる学力の向上に向け、質の高い学びを目指すICTの利活用を進めることなどが報告されています。

教育委員会といたしましても、局の指導監・指導主事訪問時に同行して行う指導・助言に限らず、日常的に学校を訪問し、授業改善の進捗状況の確認に努めます。

中段の4の全国平均正答率との経年変化では、小学校理科・中学校国語では、前回と比較して、平均正答率が上がっています。また、今年度の中学校3年生が、令和4年度に小学6年生として受験した時と比べて、国語・数学で全国平均との差を縮めるなど、成果も見られています。

6頁をご覧ください。6頁からは、児童質問紙、学校質問紙の状況について記載しています。時間の関係上、全ての項目には触れませんが、成果として、9頁をご覧ください。9頁の(1)児童生徒質問紙の①、自分には、よいところがあると思うかという質問で、紙面では、当てはまる、どちらかといえば当てはまると回答した割合を合わせて記載しております。中学校では、マイナス1.3%と下回るような形になっておりますが、1番よい回答の自分にはよいところがあると思いますか、当てはまります、を選んだ児童生徒だけに着目すると、小学校はプラス7.8%、中学校はプラス3.1%となっております。

同じように見ていくと、2番、先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますかの質問で、中学校は、マイナス1.8%となっておりますが、1番の当てはまるを選んだ児童生徒数に着目すると、小学校がプラス8.5%、中学校がプラス6.8%となっております。

同じように5番、いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますかの設問でも、当てはまるを選んだ児童生徒数が、小学校プラス2.7%、中学校はプラス14.7%となっております。

頁が飛びますが、12頁をご覧ください。本町の1番の特徴として、12頁の1番した⑥今まで受けた授業の中で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたかの質問で、1番よい回答と思われるほぼ毎日(1日に複数の授業で活用)を選んだ児童生徒数が、当別町の場合は、小学校がプラス32%、中学校もプラス9.8%となっております。

一方、課題として考えられますことは、頁が戻りますが、9頁になります。

	<p>9 頁の下から 2 つ目、⑦学校へ行くのは楽しいと思いますかの設問で、紙面上は、全国に比べて小学校マイナス 1.0、中学校マイナス 9.3 となっておりますが、1 番の楽しいと思いますかの当てはまるを選んだ児童生徒数が、小学校はマイナス 15.1%、中学校はマイナス 7.2% という形になっておりますので、このことから、学校での自己有用感の醸成、授業改革・丁寧な生徒指導の重要性が示されていると感じます。</p> <p>以上の結果を踏まえ、15 頁になります。令和 8 年度に向けた当別町学力向上プランをご覧ください。成果や課題、改善策や令和 8 年度の目標について、これまで説明してきたことをまとめて示しております。</p> <p>今年度より、この学力向上プランの中にも具体的な数値を掲載させていただいております。今まで説明させていただいた報告書を見ていただければ、数値的なものは把握できるのですが、伝わりやすさを考えて、学力向上プランの 15 頁 1 枚を見ていただければ、概要がつかめるようにと考えての措置でございます。</p> <p>各学校の実態に応じた課題分析による学力向上策を実効性のあるものとしながら、令和 8 年度全国学力・学習状況調査において、一番下にありますとおり、全教科全国平均以上を目標に取り組んでいきたいと思います。</p> <p>なお、10 月末を目途に、各学校のそれぞれの分析結果も公表されます。本報告書につきましても、本日の委員会でご承認をいただいたのち、ホームページで公表させていただきます。</p> <p>時間をいただきましたが、以上で、報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。</p>
教育長	ただ今の報告につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。
小林委員	<p>まず、報告書の質問紙とか、今後の傾向とか分析をすごくわかりやすくまとめていただいているので、これを見れば、数値が悪いところをどういうふうに改善していくかとか、そういったものもわかりやすくいいと思います。</p> <p>その中で、分析にも書いてあるのですけれども、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」という項目の小学生の部分が、分析がこうでも、スクールカウンセラーとかがいるのだよということを周知しますよということなのだけれども、小学生は、そこは認識してなかのですかね。保護者も含めて。そういう捉えでいいか。</p>
学校教育課参事	スクールカウンセラーとか SSW とかの周知もそうですし、今、学校現場で言われているのは、SOS の出し方教育というのが言われていて、今の子ども達って、困って、助けてと言うのをこうやって言うのだよとか、誰に言うのだよ、どうやって言うのだよとか教えないとなかなか発信できないということがありますので、そういう SOS を実際にどうやって出すかという具体的な教えと、どういう体制を整えるかという、両方を進める必要があるのかなというふうに感じております。
小林委員	それを再度保護者も含めてやっていきますよということですよね。わかりま

	<p>した。</p> <p>あともう 1 点いいですか。家庭学習の部分に課題が見られる状況にありますということでしたが、学校側の課題、宿題等々の出し方というのは、そんなに問題はないのかなという気がしているのですけれども、例えば、放課後の時間の使い方、たぶんいたちごっこになってしまふのですけれども、子ども、保護者含めて、どういうふうにしてそういう場を作っていくかという、これはたぶん学校だけの責任ではないから、そこを含めて、これから課題にしていったほうがいいのかなと思います。</p>
学校教育課参事	ありがとうございます。
武岡教育長職務代理者	<p>最後のまとめのところで、数値を入れてくださって、より具体的にわかるような書き方をしてくださったことは、すごくいいなと思います。ありがとうございます。</p> <p>あと、今、小林さんもお話しされたのですけれども、9 頁、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」という部分で、ここは、小学校が 60% 弱、中学校は去年より増えていますが 74% ということで、どうなのかなと少し思いました。</p>
教育長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>(「ありません」の声)</p> <p>それでは、本件を終了させていただきます。</p>
【日程第 3】 教育長	次に、日程第 3、議案第 1 号、当別町立学校管理規則の一部を改正する規則制定について、説明をお願いします。
教育部長	<p>議案第 1 号、当別町立学校管理規則の一部を改正する規則制定について、6 頁から 13 頁までになります。</p> <p>北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴いまして、本規則の一部を改正するものでございます。</p> <p>なお、改正の詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。</p>
学校教育課長	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>議案については、6 頁から 13 頁になります。また、関係資料としては、別冊の 7 頁から 21 頁に新旧対照表を掲載しております。</p> <p>今回の学校管理規則の改正内容については、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正に伴いますもので、子育て部分休暇が加わることで、手続き様式などの明文化を行うものでございます。</p> <p>また、子育て部分休暇でございますが、育児休業だとか、子の看護休暇が今までありましたけれども、それよりも取得時間が 1 日 2 時間以内で 30 分または 15 分単位で取得が可能になりましたとか、対象年齢が 6 年生までとなり、より子育てしやすいように改正されたものでございます。</p> <p>説明につきましては、以上でございます。</p>
教育長	ただ今、議案の説明がありました。質疑を求めます。質疑、ございませんでしょうか。

	<p>(「ありません」の声)</p> <p>それでは、ないようでございますので、議案第1号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、議案第1号は、原案のとおり決定をいたします。</p>
【日程第4】 教育長	<p>次に、日程第4、議案第2号、当別町教育委員会の教育長職務代理者に関する規則制定について、説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>議案第2号、当別町教育委員会の教育長職務代理者に関する規則制定について、14頁、15頁になります。</p> <p>教育長職務代理者の指名及び任期等を明確にするため、当別町教育委員会の教育長職務代理者に関する規則を制定するものです。</p> <p>規則の詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。</p>
学校教育課長	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>議案につきましては、14頁から15頁になります。</p> <p>今回の当別町教育委員会の教育長職務代理に関する規則の制定につきましては、教育長職務代理者に関する指名及び任期等について、規則を制定して明確にするものでございます。</p> <p>今までにつきましては、法に基づきまして教育長職務代理者を置いて、なおかつ、指名や任期についても準拠する中で執り進めて参りましたが、それを町の規則として制定して、明文化するというような形になります。</p> <p>説明については、以上になります。</p>
教育長	<p>ただ今の説明に対しまして、質疑を求めます。質疑、ございませんでしょうか。</p>
小林委員	<p>これ、ありましたよね。もともと、このような文言はありましたよね。手引きを見てもあるのですけれども、それを規則としてちゃんと載せますよというお話として捉えていいか。</p>
教育部長	<p>もともと法に基づいてやっていたのですけれども、今回、例えば、教育長の任期が変わるの時だとか、教育長自身が代わる時ですとか、そのタイミング、タイミングで職務代理者の指定というものを行ってきたところです。そこを、きちっと明文化というかしているものが、町としてなかったということと、併せて、実際にこれは起きないことを願いながらも、起きた場合の職務代理を置いた時に、実際にその事務を、教育長の事務を常勤ではない非常勤の代理が行えるのかといったところの細かい部分というのが、実は指定がなかったものですから、その時の事務を誰が担うか、委任するかというところを今回明文化してはつきりさせたといった内容となっています。</p>
教育長	<p>休憩します。</p> <p>再開します。</p> <p>他に質疑、ございませんでしょうか。</p>

	(「ありません」の声) それでは、議案第2号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) それでは、議案第2号は、原案のとおり決定をいたします。
教育長	以上で、令和7年第11回当別町教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時50分

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

当別町教育委員会 教育長

教育長職務代理者